

「藤沢市議会基本条例の考え方(素案)」に関する パブリックコメントの実施結果について

「藤沢市議会基本条例の考え方(素案)」のパブリックコメントにつきましては、ご協力いただき、ありがとうございました。意見公募の結果、次の意見がありましたので、市議会の考え方とともに公表いたします。

1. 実施概要

- (1)件名 「藤沢市議会基本条例の考え方(素案)」
 (2)意見提出の対象者 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者
 (3)募集期間 2012年(平成24年)11月19日(月)～同年12月18日(火)
 (4)意見の提出方法 郵送、直接持参、ファクシミリ又は市ホームページの意見提出フォームからの提出

2. 実施結果

- (1)意見提出者 3名
 (2)意見総数 38件

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
1	全体	いま何故このような条例を制定する必要があるのかの説明が最もこの条例の理解には必要なことと思われる。	本条例については、改めて、議会の活動原則、議員の活動原則及び議会の説明責任等を規定することにより、議会及び議員が具体的に実践していくために、制定するものであります。
2	全体	この条例は「文言」「麗句」「単語」の寄せ集めで条例全体としての「流れ」や「各条文」の分類付け等に配慮が欠けているような印象である。もっと市民に分かりやすい形で条例を作って欲しい。	ご指摘の点を十分踏まえ、市民にわかりやすい開かれた議会の実現に向けて、取り組んでまいります。
3	前文	文章がよく練られていない。「言葉の綾」「否定しがたい美辞」のてんこ盛りの羅列で、個々の文章で言わんとすることがよく伝わらない。(前文だけでなく全体の傾向)	ご指摘の点を十分踏まえ、市民にわかりやすい開かれた議会の実現に向けて、取り組んでまいります。
4	前文	大して意味のない形容詞や接続詞が多く使われており文章の脈略が明確でない。もっと明確に箇条書きの表現を考えてはどうか。	条例であるため、箇条書きはなじまないと考えます。
5	前文	「議会」という機関の役割と「議員」というその構成員の役割が混同されているのではないか。	議会と議員の役割については、それぞれ第3条と第4条で整理しております。
6	前文	「市民の負託に応える」は、まさに言葉の綾である。市民の負託とは何かを明確にするべきである。 (例)①健全な市経営への条例等の提案、審議、表決②市長に代表される行政機関の監視、監督など	市民の負託に応えるため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案等の政策提案に取り組んでまいります。また、市長等執行機関の事務執行について、適切に監視してまいります。
7	前文	議員はこの負託に応えるために「どのような行動や活動」をしなければならないかという最低限の活動義務的なものを規定してほしい。	第4条の議員の活動原則において、最低限の活動義務的なものを規定しております。

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
8	第1条	言葉の羅列であり、分かったようなよく分からないような文章である。そもそもこの条例は議会と関連ある機関・人達に対する関係につき規定するためのものと考えられるが、その関連がよく整理・定義されておらず、文言の羅列になっているように感じる。	検討の結果、素案のとおりとします。 本条は、条例の総則・目的であるため、言葉で表現をしたときにこのような文章になります。が、個別の条項の中で整理しております。
9	第2条	議会と議員の混同があるのではないかと。具体的に議会という合議機関が市民の意見を把握する方策はあるのか。	市民の多様な意見を把握するため、第9条に議会報告会の開催について規定し、広報広聴機能の充実強化を図ります。
10	第3条 第3項	議会と議員の混同があるのではないかと。具体的に議会という合議機関が市民の意見を把握する方策はあるのか。	市民の多様な意見を把握するため、第9条に議会報告会の開催について規定し、広報広聴機能の充実強化を図ります。
11	第3条 第4項	見直しするのは当然で、このような個々の条文に入れるのはいかがなものか。 条文としては「・・・事項等を遵守するものとする。」ではないか。 このような見直し条項は個別の条文で規定するものではなく、条例のすべてについて、時代の変化・状況の変化に即して見直しを規定するのではないかと。第23条にそれらしいことを規定しているようだが。	検討の結果、素案のとおりとします。 議会基本条例を制定することにより、会議規則、委員会条例及び議会内での申し合わせ事項等を見直す必要があることから規定するものであり、第23条は、条例そのものの見直しについて規定するものであります。
12	第3条 第4項	「～継続的に見直すものとする。」を「～継続的に見直し、広報する。」に変える。 【理由】 なるべく多くの市民の目に触れるよう、例えば議会報等で報じることを基本部分に盛りこむ。	検討の結果、素案のとおりとします。 第9条及び第10条で市民に積極的に広報することを規定しております。
13	第4条 第1項	「～言論の府であること及び合議制の～」を「～であること並びに合議～」に変える。 【理由】 フレーズとフレーズのつながりで「並びに」を使う。他も同じ。	検討の結果、素案のとおりとします。 本市における法令文作成上の取扱いと整合性を図っております。
14	第4条 第4項	責務は有するのではなく、負うのではないかと。	ご意見を踏まえた上で、「説明するものとする」に修正します。
15	第6条 第4項	「議長および副議長の選出は立候補者のなかから議員の投票（選挙）により選出する。」ということではないかと。そして、「議員は誰でも議長および副議長に立候補することができる。」「立候補する議員は、選挙に先立って所信表明を行うものとする。」ということではないかと。	検討の結果、素案のとおりとします。 議長及び副議長の選挙については、公職選挙法に一部準じていないことから、立候補者以外の議員に投票することを妨げておりません。
16	第7条	責務は有するのではなく、負うのではないかと。	
17	第7条	「～有するものとする。」を「～有する。」へ。 【理由】 この条文は、単なる努力規定ではない責任規定にする。	ご意見を踏まえた上で、「説明するものとする」に修正します。

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
18	第8条 見出し	「(市民の議会への参画の確保)」を「(市民参画の議会)」に変える。 【理由】 条目の中に「の」が多すぎる。	ご意見を踏まえた上で、「市民の議会への参画」に修正します。
19	第8条 第1項	条文中の「 <u>請願</u> 」・「 <u>陳情</u> 」を「 <u>意見</u> 」・「 <u>要望</u> 」等に変える。 【理由】 「誰が」「誰に」に対してお願い申し上げるのか。「地方自治法」・「請願法」・「憲法」にある字句だとしても、藤沢市議会では、もっとも採り上げてほしくない字句である。市民と議会を遠くする字句である。	検討の結果、素案のとおりとします。 議会への請願及び陳情を、市民からのご意見、ご要望として受け止めており、請願・陳情提出者からの意見陳述を規定することで、市民に開かれた議会としてまいります。
20	第8条 第2項	「 <u>～反映させるよう努めるものとする</u> 」を「 <u>～反映させなければならない</u> 」に変える。 【理由】 市民の識見等を尊重するとしているのだから基本条例に努力条文はそぐわない。	検討の結果、素案のとおりとします。 市民からのご意見及び識見等については、十分精査させていただきます。
21	第9条 第1項	「 <u>～報告会を開催するよう努めるものとする。</u> 」を「 <u>～報告会を年2回開催しなければならない。</u> 」に変える。 【理由】 後出の第17条、第18条とも関連するが、この基本条例のヤマ。市民が議員・議会に期待(投資)し、その成果(効果)を求めるのは何の不思議もない。企業なら、成果までの期間や数値を示すのは当然のこと。条例の施行規則等へ流すことなく基本条例化していただきたい。	ご意見を踏まえた上で、「開催するものとする」に修正します。 議会報告会の具体的な開催回数等の中身については、今後設置される広報広聴委員会において協議してまいります。
22	第9条 第1項	・「議会報告会」について 「開催するよう努める」では、開催が確約されておらず不適當。「年1回以上開催する」など具体的な開催の回数を入れるべき。 ただし、「年1回開催」などとすると、上限の回数だと解釈(年1回だけ開けばいい、など)されては困るので、「以上」という文言も必ず入れるべき。もちろん、回数は多い方がよい。はっきり言って、年1回は少なすぎる。最低でも年4回は開くべき。	
23	第10条 見出し	「(議会活動に関する情報の～)」を「(議会活動情報の～)」に変える。 【理由】 他の条目に合わせる。簡潔にする。	ご意見を踏まえた上で、「情報の公開」に修正します。
24	第11条 第1項	「 <u>～を構築するよう努めなければならない</u> 」を「 <u>～を構築しなければならない</u> 」に変える。 【理由】 本条及び第12条で行政に対する緊張感を求めるため、議会もそうすると言いきるべき。努力条項に逃げるのはアンフェアである。	検討の結果、素案のとおりとします。 本条項については、努力規定としておりますが、ご指摘のようなことはないと考えております。

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
25	第11条 第2項	「～一般質問及び委員会等～」を「～一般質問並びに委員会等～」に変える。 【理由】 フレーズとフレーズのつながりで「並びに」を使う。他も同じ。	検討の結果、素案のとおりとします。 本市における法令文作成上の取扱いと整合性を図っております。
26	第12条 見出し	「(市長による政策提案の説明責任)」を「(市長提案の政策等)」に変える。 【理由】 他の条目に合わせる。簡潔にする。条目でなく文章になっている。	検討の結果、素案のとおりとします。 本条については、市長からの政策提案に対する説明責任について規定しており、この表現とさせていただきます。
27	第13条 見出し	「(予算及び決算における施策説明資料の作成)」を「(予算及び決算の説明資料)」に変える。 【理由】 他の条目に合わせる。簡潔にする。条目でなく文章になっている。	検討の結果、素案のとおりとします。 本条については、施策ごとの説明資料作成を求めていることから、この表現とさせていただきます。
28	第15条 見出し	「(政策立案機能及び政策提言の強化)」を「(政策の立案及び提言)」に変える。 【理由】 他の条目に合わせる。簡潔にする。条目でなく文章になっている。	ご意見のとおり「政策の立案及び提言」に修正します。
29	第16条 第2項	条文中の「 <u>請願</u> 」・「 <u>陳情</u> 」を「 <u>意見</u> 」・「 <u>要望</u> 」等に変える。 【理由】 「誰が」「誰に」に対してお願い申し上げるのか。「地方自治法」・「請願法」・「憲法」にある字句だとしても、藤沢市議会では、もっとも採り上げてほしくない字句である。市民と議会を遠くする字句である。	検討の結果、素案のとおりとします。 議会への請願及び陳情を、市民からのご意見、ご要望として受け止めており、請願・陳情提出者からの意見陳述を規定することで、市民に開かれた議会としてまいります。
30	第17条	資質は、生まれつきの性質や才能のことで、研修対象には馴染まない。資質(生まれつきのもの)を問うということは多少問題である。「見識」あたりが無難か。	検討の結果、素案のとおりとします。 資質のとらえ方を生まれもつての性質や才能だけではなく、能力の向上という観点でとらえております。

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
31	第18条 第1項	<p>「～調査研究及び政策提言を行うものとする。」を「～調査研究を行うものとする。なお、議員は研究の証左として年1議案の政策提言をしなければならない。」に変える。</p> <p>【理由】 基本条例に盛り込む責任条文の2個目のヤマ。企業では「積極的に」とか「きちりと」とか「全力で」は評価の対象外。汗を流してほしい。</p>	<p>検討の結果、素案のとおりとします。 政策提言については、第15条の政策の立案及び提言において規定し、取り組んでまいります。</p>
32	第19条	<p>「～利益をを図ることのないよう、市民の代表～」を「～利益を<u>図</u>ってはならない。2 議員は、市民の代表～」に変える。</p> <p>【理由】 他市の条例、県も同じ。また、国の法律によくある例。条文長すぎ。途中で主語が迷子になっている。藤沢ではやめてほしい。市民にいかにかわかってほしいかが基本姿勢のはずだから。</p>	<p>検討の結果、素案のとおりとします。 藤沢市議会においては、議員の政治倫理についてほかに規定する条例等がないため、ある程度、文章化して表現をしております。</p>
33	第19条	<p>ごちゃごちゃしている。どうにかならないか。 無理して羅列してある「文言」を並べ直して一部文章を直してみた。</p> <p>【参考】 第19条 議員は直接選挙により選ばれた（市民の厳粛な信託を受けた）市民の代表者であることを厳粛に認識して、市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に務め、いやすくもその地位を利用して自己および特定の第三者の利益を図ることのないよう清廉かつ公正な対応につとめなければならない。（自己規制項目） 2 議員は市政に対する市民の信頼に応えるために、良心と責任感を持って議会活動を行い、開かれた民主的な市政の実現と発展に寄与するよう務めなければならない。（市政への貢献義務項目）</p>	<p>検討の結果、素案のとおりとします。 第19条については、藤沢市議会においては、議員の政治倫理についてほかに規定する条例等がないため、ある程度、文章化して表現をしております。</p>
34	第20条	<p>第20条 （議会）は議会の円滑かつ効率的な運用を図るため議会事務局を置く。 2 議会は、議会事務局の調査及び法制機能の充実と事務局組織体制の整備に務め、議員活動の充実に資するようにしなければならない。</p>	<p>第20条及び第21条は、議会として必要不可欠な機能であるため、簡潔に表現させて頂きました。</p>
35	第21条	<p>第21条 議会は、議会図書室を置き議員の調査研究に資するためその内容の充実と適正管理に努めるものとする。 2 議員は議会図書室を有効に活用し議員活動の質的向上に務めるものとする。</p>	

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
36	第20条	<p>議会活動とはどのような概念でしょうか。議員活動、議員の政務調査活動とはどのように違うのでしょうか。</p>	<p>議会活動とは、法令等に基づく本会議や委員会における審議・審査、必要により開催される議員全員協議会等の諸会議への出席等、市議会として行われるさまざまな活動であると考えます。</p> <p>議員活動とは、議員として本会議や委員会等において、審議・審査（議案審議、一般質問、政策立案等）を行うために必要となる事前準備に関するすべての活動であると考えます。</p> <p>政務調査活動とは、議員活動のうち議員の調査研究に係る活動であります。</p>
37	第21条	<p>・「議会図書室」について。 「議会図書室の充実」「有効活用」とは具体的にどういうことか？ 「充実」とは、図書購入費の安定的な確保のことか、図書室という空間的スペースの確保か、議員からのレファレンスに対応出来る司書の配置という意味での充実か、もっと具体的に記述すべき。 また、「有効活用」とはどういうことか？ 例えば、ある議員が図書を購入しようとするときは、まず議会図書室に請求し、政務調査費からの出費を認めず、議会図書室で提供できない（購入も、他の図書館からの融通も不可）場合に限り、政務調査費からの図書の出費を認める、などとすれば、購入する資料の透明性も、議会図書室の有効活用という点でも意義があると考ええる。 これは単なる一つの考えであって、こうせよ、という意図で言っているのではない。 「充実」「有効活用」という言葉が、条例施行後に空文とならないために、より具体的な記述に改めるべきということを述べている。</p>	<p>議会図書室については、議員の資質向上に資するよう、ハード的な整備と合わせてソフト面（内容面）においても充実していく必要があると考えます。また、広く市民に開かれた議会図書室とする観点から、積極的に市民に開放し利用していただけるよう検討してまいります。</p>
38	第22条 第2項	<p>「～新たな議員に対し、～」を「～新たな議員等に対し、～」に変える。 【理由】 元議員もいる。</p>	<p>検討の結果、素案のとおりとします。 「議員等」とすると、議員でないもの（市民、辞めた議員）も含む表現とも取れてしまうためです。</p>